

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

II 女性の登用目標達成に向けて～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

（2）経済分野：企業、商工会・商工会議所、公共調達

○公共調達の活用による女性の活躍促進

公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進するため、独立行政法人等における標準的な加点割合を含む加点評価に関する方針の策定状況について、令和3年度から新たに調査を行う。その結果も踏まえながら、国の機関及び独立行政法人等に対し、同方針の策定や標準的な加点割合の引上げを要請する。

【内閣府】

また、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等の受注機会の増大に向けて、令和3年度に、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を改正する。【内閣府】

さらに、国の機関及び独立行政法人等の取組の進捗状況について、より一層の「見える化」を行う。【内閣府】